

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和3年5月26日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

| | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 令和3年度市立小中学校における空気中の化学物質濃度検査業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13030016 |
| (3) 物品委託役務内容 | 学校環境衛生基準等に基づき、化学物質濃度検査を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市立西条小学校ほか47校 |
| (6) 予定価格 | 落札後公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 複数単価契約 |
| (12) 収入印紙 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

| | | |
|---|--|--|
| ア | 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 | 建築保全>空気環境測定 |
| イ | 法令等による登録等 | 問わないものとする。 |
| ウ | 技術者 | 問わないものとする。 |
| エ | 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。 | 東広島市内に本店を有する者。 |
| オ | 会社の履行実績 | 問わないものとする。 |
| カ | その他 | 令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。 |

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和3年5月26日公告・令和3年度市立小中学校における空気中の化学物質濃度検査業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1円以上の整数の額とする。なお、契約単価も同様とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1円以上の整数の額とする。ただし、契約単価は、入札書記載金額に当該額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- 上記（1）～（5）によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

| 手続き等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項 |
|---------------------------|--|---|
| ア 公告日 | 令和3年5月26日 | 東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。 |
| イ 仕様書及び見本等閲覧期間 | 令和3年5月26日～ 令和3年6月15日 | 東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無 |
| ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る） | | 同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。 |
| エ 同等品確認回答閲覧期間 | | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| オ 質問書提出期間 | 令和3年5月26日～ 令和3年6月2日 (午前8時30分～午後5時15分) | 質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育課 学事課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0975 /ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| カ 回答書閲覧期間 | 令和3年6月7日～ 令和3年6月15日 | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| キ 入札期間 | 令和3年6月11日～ 令和3年6月14日 (午前9時00分～午後5時00分) | 入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。 |
| ク 開札日時 | 令和3年6月15日 午前11時10分 | 開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。 |

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

| 書類の区分 | 提出書類 (○印) | 備考 |
|-----------------------|--------------|----------------------------|
| ア 入札参加資格確認申請書 | | 様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| イ 入札参加資格要件総括表 | | |
| ウ 誓約書 | | |
| エ 配置予定技術者届出書 | | |
| オ 履行実績確認表 | | |
| カ 履行実績証明書（物品・委託役務） | | |
| キ 法令等による登録等を確認するための資料 | | |
| ク その他 | | |

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和3年度市立小中学校における空気中の化学物質濃度検査業務仕様書

1 業務名

令和3年度市立小中学校における空気中の化学物質濃度検査業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

東広島市立西条小学校ほか47校

4 業務内容

文部科学省の「学校環境衛生基準」及び「学校環境衛生管理マニュアル」に基づき、検査を実施する。

(1) 検査項目

ア ホルムアルデヒド

イ トルエン

(2) 対象教室及び検査件数

別紙「検査対象教室数及び検査項目一覧」のとおり。

契約後、検査日時及び対象教室を協議の上決定する。

(3) 採取日程

契約締結後、受注者において各施設の担当職員と協議を行い、原則として7月～8月の間に検査を実施できるよう日程を調整すること。この期間に実施ができない場合には9月に実施するものとする。

日程及び機器設置時間の調整にあたっては、職員の勤務時間(概ね8:10～16:40)及び学校行事等の個別の事情にできるだけ対応するとともに、可能なかぎり地域ごとにまとめて作業を行うなど、柔軟な調整を行うこと。

(4) 検体の採取方法

ア 共通事項

(ア) 児童生徒等がいない状況で30分以上換気の後、5時間以上密閉された状態の部屋において、「吸引方式(アクティブ法)」もしくは「拡散方式(パッシブ法)」により検体を採取する。

※換気及び部屋の密閉については、学校で対応。

※トルエンについては、ステンレス製キャニスターにより直接空気を容器に採取する方法も可とする。

(イ) 空気の採取については、授業を行う時間帯（概ね9時から16時までの範囲内）に部屋の中央付近において、机上の高さで行う。

(ウ) 吸引方式（アクティブ法）により検体を採取する場合は、採取時間を30分とする。（検体は午前と午後にそれぞれ1回以上採取する。）

(エ) 拡散方式（パッシブ法）により検体を採取する場合は、採取時間を学校の始業から終業までの時間帯（概ね9時から16時までの範囲内）を含めて8時間以上とする。

イ ホルムアルデヒド

ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）誘導体化固相吸着/溶媒抽出法により採取する。

ウ トルエン

固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法もしくは容器採取法により採取する。

(5) 分析測定方法

ア 共通事項

吸引方式により採取する場合は、午前と午後にそれぞれ1回以上の測定を行い、最も高い値を測定値とする。

イ ホルムアルデヒド

高速液体クロマトグラフ（HPLC）法により測定する。

ウ トルエン

ガスクロマトグラフー質量分析（GC-MS）法により測定する。

(6) 再検査

検査結果が基準値を超える場合や、検体採取時の不具合等により検査結果に疑義が生じる場合など、協議の上、再検査を実施するものとする。目安として12月～1月の間に検査を実施できるよう日程を調整すること。

(7) 結果報告

結果は、学校ごとに次の項目が記載された報告書を2部作成し、検体採取から15日以内に学事課へ提出するものとする。

【記載事項】

ア 施設名及び採取場所

イ 採取日及び採取時間（採取開始時間、採取終了時間）

ウ 分析結果及び定量下限値

エ 検体採取方法及び分析方法

オ 採取場所の気温及び湿度

5 単価契約と発注予定数量について

(1) 本契約は検査項目等に応じて次のとおり履行区分ごとに契約単価を定める単価契約とする。

| 履行番号 | 履行区分 | 単価 | 発注予定数量 | 単位 | 備考 |
|------|-------------------|----|--------|----|----------------------------|
| 1 | ホルムアルデヒド検査 | 円 | 58 | 回 | 検査1回は、ホルムアルデヒド検査1校1教室分とする。 |
| 2 | トルエン検査 | 円 | 58 | 回 | 検査1回は、トルエン検査1校1教室分とする。 |
| 3 | 共通作業等（訪問費用、その他経費） | 円 | 58 | 回 | 検査実施1校あたりに適用する。 |

(2) 履行数量（発注予定数量）は予定であり、実施の業務履行にあたっては変動がある。ただし、上限・下限は次のとおりとする。なお、やむを得ず履行数量が上限・下限を下回るようになった場合は、発注者と受注者において契約金額（単価を含む。）について協議し、必要があると認めるときは変更契約を行うものとする。

| 履行番号 | 履行区分 | 発注予定数量の増減範囲 | | 上限・下限の説明（参考） |
|------|-------------------|-------------|-----|-----------------------------|
| | | 上限 | 下限 | |
| 1 | ホルムアルデヒド検査 | 58回 | 39回 | 下限は初回検査の8割 上限は再検査を含む予定回数 |
| 2 | トルエン検査 | 58回 | 39回 | |
| 3 | 共通作業等（訪問費用、その他経費） | 58回 | 39回 | 下限は初回検査の8割 上限は再検査を含む予定回数 |

6 委託料の支払い

- (1) 本業務は、履行開始後、次の履行期間を単位として委託料を請求できるものとし、計算方法は次のとおりとする。

| 履行期間（支払区分） | 支払金額 | 支払種別 |
|------------------|----------------|------------|
| 契約単価に基づく8月までの履行分 | 次の①又は②により計算した額 | 部分払（部分引渡し） |
| 9月以降の履行分 | | 完了払 |

① 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者の場合

履行区分ごとの契約単価にそれぞれ履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）を加算して計算した額。

② 消費税等に係る免税事業者の場合

履行区分ごとの契約単価にそれぞれ履行数量を乗じて計算した額を合計した額。

- (2) 受注者は履行期間単位の委託料を請求しようとするときは、当該履行期間の履行報告を行っていないなければならない。

7 その他

- (1) 本業務のすべて若しくは一部を再委託してはならない。
- (2) 本仕様に記載のない事項について疑義が生じた場合は、協議し、決定する。

8 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 学校教育部 学事課 保健給食係
電話 (082) 420-0975
FAX (082) 423-7551

検査対象教室数及び検査項目一覧

別紙

| 学校等の名称 | 電話番号 | 学校住所 | 教室数 | 履行番号及び履行区分 | | |
|--------|---------|--------------|-----------------|------------|--------|-------------------|
| | | | | 履行番号1 | 履行番号2 | 履行番号3 |
| | | | | ホルムアルデヒド検査 | トルエン検査 | 共通作業等（訪問費用、その他経費） |
| 1 | 西条小学校 | 422-3322 | 西条中央二丁目15番1号 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 寺西小学校 | 423-2632 | 西条町寺家6664番地1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 郷田小学校 | 425-0005 | 西条町郷曾11133番地 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 板城小学校 | 425-0001 | 西条町森近甲10234番地1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 三永小学校 | 426-0005 | 西条町下三永10929番地2 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 川上小学校 | 428-1445 | 八本松飯田五丁目8番47号 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 原小学校 | 429-0076 | 八本松町原11407番地5 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 吉川小学校 | 429-1054 | 八本松町吉川365番地 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 八本松小学校 | 428-3564 | 八本松町原10128番地137 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 西志和小学校 | 433-2316 | 志和町七条栴坂1670番地 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 東志和小学校 | 433-2145 | 志和町志和東3979番地 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 小谷小学校 | 434-0518 | 高屋町小谷3543番地3 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 高屋東小学校 | 434-0318 | 高屋町白市589番地 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 高屋西小学校 | 434-0003 | 高屋町中島582番地 | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 造賀小学校 | 436-0002 | 高屋町造賀2774番地1 | 1 | 1 | 1 |
| 16 | 東西条小学校 | 423-9110 | 西条吉行東一丁目2番1号 | 1 | 1 | 1 |
| 17 | 平岩小学校 | 422-5355 | 西条町寺家10521番地9 | 1 | 1 | 1 |
| 18 | 御蘭宇小学校 | 422-6220 | 西条町御蘭宇8544番地6 | 1 | 1 | 1 |
| 19 | 高美が丘小学校 | 434-7620 | 高屋高美が丘四丁目1番1号 | 1 | 1 | 1 |
| 20 | 三ツ城小学校 | 421-1020 | 西条中央七丁目23番55号 | 1 | 1 | 1 |
| 21 | 板城西小学校 | 0823-82-2149 | 黒瀬町小多田257番地 | 1 | 1 | 1 |
| 22 | 上黒瀬小学校 | 0823-82-2805 | 黒瀬町宗近柳国10271番地2 | 1 | 1 | 1 |
| 23 | 乃美尾小学校 | 0823-82-2016 | 黒瀬町乃美尾10554番地1 | 1 | 1 | 1 |
| 24 | 中黒瀬小学校 | 0823-82-2024 | 黒瀬町檜原10018番地1 | 1 | 1 | 1 |
| 25 | 下黒瀬小学校 | 0823-82-2115 | 黒瀬町津江11225番地3 | 1 | 1 | 1 |
| 26 | 福富小学校 | 435-2341 | 福富町下竹仁2096番地3 | 1 | 1 | 1 |
| 27 | 豊栄小学校 | 432-2134 | 豊栄町鍛冶屋370番地 | 1 | 1 | 1 |
| 28 | 河内小学校 | 437-1112 | 河内町中河内1013番地 | 1 | 1 | 1 |
| 29 | 入野小学校 | 437-1031 | 入野中山台四丁目20番1号 | 1 | 1 | 1 |
| 30 | 木谷小学校 | 0846-45-0275 | 安芸津町木谷4122番地 | 1 | 1 | 1 |
| 31 | 三津小学校 | 0846-45-0024 | 安芸津町三津4680番地 | 1 | 1 | 1 |
| 32 | 風早小学校 | 0846-45-0052 | 安芸津町風早789番地 | 1 | 1 | 1 |
| 33 | 龍王小学校 | 493-6003 | 西条町寺家5415番地6 | 1 | 1 | 1 |

| 学校等の名称 | 電話番号 | 学校住所 | 教室数 | 履行番号及び履行区分 | | | |
|-------------------------------|---------------|--------------|----------------|------------|--------|-------------------|----|
| | | | | 履行番号1 | 履行番号2 | 履行番号3 | |
| | | | | ホルムアルデヒド検査 | トルエン検査 | 共通作業等（訪問費用、その他経費） | |
| 1 | 西条中学校 | 423-2529 | 西条町寺家6466番地 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 向陽中学校 | 425-0007 | 西条町大沢10025番地2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 八本松中学校 | 428-0202 | 八本松南二丁目2番1号 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 志和中学校 | 433-2019 | 志和町志和西1432番地 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 高屋中学校 | 434-0011 | 高屋町中島760番地 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 磯松中学校 | 428-6675 | 八本松町正力10666番地1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 松賀中学校 | 422-6277 | 西条町御蘭宇10860番地 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 高美が丘中学校 | 434-0026 | 高屋高美が丘一丁目1番1号 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 黒瀬中学校 | 0823-82-2039 | 黒瀬町丸山82番地1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 福富中学校 | 435-2341 | 福富町下竹仁2096番地3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 豊栄中学校 | 432-2351 | 豊栄町鍛冶屋341番地1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 | 河内中学校 | 437-1128 | 河内町中河内1757番地1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 13 | 安芸津中学校 | 0846-45-0158 | 安芸津町三津5563番地8 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 中央中学校 | 431-5055 | 西条町下見4281番地1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | もみじ小学校 中学校 | 420-9131 | 八本松町原10844番地 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 初回合計（履行数量） | | | | 48 | 48 | 48 | 48 |
| 検査結果が基準値を超える等により追加検査を実施する予定回数 | | | | 追加の履行数量 | 10 | 10 | 10 |
| 本業務で予定する履行数量の合計（発注予定数量） | | | | 58 | 58 | 58 | 58 |